

令和7年第9回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年9月11日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和7年第9回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
4 番	井上	輝子
3 番	北中	良夫
5 番	中濱	佳久
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
10 番	北浦	一宏
11 番	木村	二郎
13 番	米澤	博
14 番	井狩	憲一
15 番	辻	美智子
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
19 番	岩井	正男
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
23 番	小森	喜一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

欠席委員

9 番	角出	昇
12 番	市木	和雄
16 番	島村	平治

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野	智
	事務局次長	荒川	博志
	一般事務員	山瀬	朋美
農林水産課	課長補佐	長本	典与
	主任	中川	大貴
	主事	亀井	茜里

議長

それでは、只今から、令和7年第9回農業委員会総会を開会します。

日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は 23名であります。

欠席は 9番 角出委員、12番 市木委員、16番 島村委員であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

3番 北中 委員、4番 井上 委員、を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第27号から議第30号の4議案を順次上程します。

議第27号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第27号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は1件でございます。議案書の1ページをご覧ください。

資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

高木 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 畑、面積 1 2 3 9 m²、高木 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 畑、面積 2 0 7 m²、合計1 4 4 6 m²について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、農地の経営拡大を検討しており、一方、譲渡人は、今後の農地の管理が困難になっていたことから耕作して頂ける方を探していたところ、譲受人と出会い、双方の話し合いにより、売却の合意が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 2 3 番 小森委員お願いします。

小森委員

小森です。

高木の案件についてご説明いたします。

譲渡人は体の調子悪くて、耕作できなくて誰かに作ってもらえないかとのことで、農地の経営拡大を検討している譲受人と出会い、話がまとまったことから、今回の申請に至ったものでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第27号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第27号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第28号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第28号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の2ページをご覧ください。

資料は別紙Aの3ページから7ページでございます。

八夫 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 田、面積 1049㎡、八夫 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 田、面積 803㎡、 合計1852㎡について、譲渡人 ●●●● 氏と、譲受人 ●●●● 氏とのあいだで、工場を拡張とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地 と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの4ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で塗りつぶしている 2 筆です。

別紙 A の 5 ページの図面をご覧ください。

申請地の南側には県道、西側には市道、北側の隣地との境界には、里道および水路があります。里道、水路については、工場拡張の土地利用に合わせて周囲に付け替えられます。

別紙 A の 5 の 1 ページの図面をご覧ください。

先ほど申しました里道、水路の付け替え計画図を示したものとなります。青色が水路、赤色が里道となります。敷地の周囲に付け替えされることにより、一体利用となる計画となります。

別紙 A の 6 と A の 7 ページは横断図面です。排水構造物等の据え付け、計画高さまで盛土および切土を行い整備される計画です。

以上のことから、この工場の拡張計画により、周りの農地に影響を及ぼすことはないと判断しております。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 8 番 田中 委員お願いします。

田中委員

8 番 田中です。

八夫 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、半導体や液晶製造の組み立てを行っており、国内外に工場を有しております。近年、グループ会社の海外工場撤退に伴い木部工場の増設を計画されてきました。

今回、既存工場に隣接する農地を所有する譲渡人と売買の話がまとまり、工場用地を拡張し新たな工場建設計画を進めています。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第5番 中濱委員。

中濱委員

資料Aの5ページに記載の令和5年9月11日 許可済みはどのような許可内容で現在どのようになっているのか。

事務局

令和5年9月11日 許可済みの案件は露天駐車場で前回許可がされています。今回の工場敷地とは別で第二期工事として整備されます。

議長

他にご質問はございませんか。

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第28号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第28号は許可することに決定いたしました。

次に、議第29号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

7番 森委員、15番 辻委員、23番 小森委員に退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。資料は別紙Bでございます。

それでは、「議第29号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」、ご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出されたものです。内容は別紙Bの明細書のとおりです。

農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、Bの3ページにございます合計 70筆 120,418 m² です。

所有権移転されるのは、Bの4ページにございます合計 4筆 10,787 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第29号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

退席されていた委員は自席へお戻りください。

退席されていた、森 委員、辻 委員、小森 委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第29号は、議案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第30号 令和8年度野洲市農業施策等に関する意見書について、を議題とします。

事務局からの説明の前に、先ず、野洲農政副部長より報告をお願いいたします。

野洲農政副部長

農政部会の市木会長ですが、本日所用で欠席のため、副部会長の野洲がご報告いたします。

議第30号、令和8年度野洲市農業施策等に関する意見書の提出の流れにつきまして、ご報告いたします。

事務局で意見書の素案を作成され、8月の総会前に、委員の皆様には意見書の（案）に対するご意見を頂戴いたしました。

それを踏まえまして、8月総会後の第1回農政部会において内容の精査を行い、本日、意見書の提出となりました。

ご提案申し上げます意見書につきましては、昨年度は6項目ございましたが、これまでの要請により、市の認識が定着していることから、今回の要請では項目を絞り込み、担い手の経営安定支援、地域計画の最適・最善化に向けての見直し、事務局体制にかかる要望の3項目に意見をしばって作成しております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、次に、事務局の説明を求めます。

事務局

令和8年度野洲市農業施策等に関する意見書について、ご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。資料は別紙Cでございます。

詳細については、担当の荒川よりご説明いたします。

それでは、議第30号令和8年度野洲市農業施策等に関する意見書について、ご説明申し上げます。

それでは、順に説明させていただきます。

C-1ページの前文では、農業を取り巻く状況は、大きな転換点を迎えており、世界的な気候変更や異常気象が与える農作物の収量や品質の低下、また、農業資材価格の高騰、人口減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣等による被害といった課題は深刻な問題となっています。特に、コメの価格急騰から、政府は輸入量を増やすほか、減反政策を見直して、生産拡大へとかじを切る方針とされている点に触れています。

また、4段落目の10年後の農地利用像を描く地域計画については、昨年度末に無

事策定されたところですが、2年間という限られた期間での策定であったことから、地域ごとの課題について十分に将来の方向性を話し合えていないことに対し、今後、地域計画のブラッシュアップ（見直し）を積極的に推進することが必要であるとしてまとめております。

次に、C-2ページをご覧ください。まず1つ目に、担い手の経営安定および確保について、を意見としまして取り上げさせていただいております。

令和9年度から抜本的に見直すとされている水田政策の見直しにおいて、（経済面での支援を確保するよう、国に要請を行うこと。をあげさせていただいております。

また、米価が想定よりも下落し、生産性コストを下回った場合の生産者への所得補償や、農産物の買取価格の保障など農業者が安定して活動できるよう、支援を行うこと。を意見としてあげさせていただいております。

関連しまして、経営所得安定対策等推進事業費交付金が市内の担い手に国から直接交付されております。その事務を、野洲市農業再生協議会が担っており、その財源は、国費、市単費等の補助金で構成されております。

財源の内訳としまして、人件費や、必要な事業費の配分や、農業委員会の業務の効率化の取り組みについて、必要な事業費を配分するように国や県に要請を行うことをあげさせていただきました。

他にも、現場は高齢化で疲弊しており、適期作業に支障が生じているのが現状であり、大規模農家はもとより小規模農家においても、農地を維持管理するための機械の更新や設備の導入など要件の改善、事務の簡素化、農業者の決算期間等の事情を考慮した交付金等の支払を行い、より多くの農業者が活用できる補助事業を充実するよう、国に要請を行うこと。をあげさせていただきました。

2つ目に、地域計画の最適・最善化に向けての見直しについてを意見としまして取り上げさせていただこうと考えております。

地域計画策定後における運用について、地域の実情に応じて柔軟により良い方向に見直していくことが求められております。

このことから、農地の貸し手と借り手、集落の意向や実情を反映した見直しを行いつつ、離農される農地の受け皿となり得る大規模な担い手の規模拡大の意向を把握し、集落をまたがる広域での集約を図ること、を意見させていただこうと考えております。

関連しまして、滋賀県農地中間管理機構に対して、農地の貸し手と借り手の双方から、手数料を引き続き徴収しないこと、所有権移転の際の手数料および登記費用を徴収せずに、所有権移転登記を行うこと、相続未登記及び共有名義の場合の手続の簡素

化を行うことなど、適切な対応を求めていくことを意見させていただこうと考えております。

3つ目に、農業委員会事務局体制の強化にかかる要望についてを意見としまして取り上げさせていただこうと考えております。

農地制度が大きく変化した平成21年以降、農業委員会の業務範囲が広がり、その事務量もさることながら、困難度が増しております。

今後の持続可能な農業を見据え、「遊休農地の解消」「担い手への農地利用の集積」「新規参入の促進」などの活動のほか、地域計画における目標地図の熟成度を高めるため、農業委員会の活動を補佐する農業委員会事務局の体制強化が強く求められています。

農業委員会事務局の体制強化に向けて、持続的な業務が継続できるように適正な職員配置と財源の確保について、特段の配慮を行うことを意見させていただいております。

以上、ご説明いたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

なお、この意見書につきましては、先ほど農政副部長から報告いただいたとおり、農業委員の皆様および農政部会の意見を踏まえて事務局で調整しております。

事務局の説明に対して内容等に、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第14番 井狩委員。

井狩委員

石破政権が変わることの意見は何も触れられていない。そのことを考慮した意見でないと物足りないのではないか。

事務局

政権交代を反映した意見にはなっておりません。今後、新政権の政策がどのようなのかも不透明でございます。現在の石破政権での意見書としてこのままとさせていただきます。

井狩委員

弾力的に配慮してもらいたいと考える。

事務局

委員のご意見は前文の記載内容を言われており、政権が交代されていない状況で、どのように前文としての意見とするのかが把握できかねます。

議長

第5番 中濱委員。

中濱委員

今後、政権が変わっていきまだ不透明なところもあり、来年度以降、新たな政策が定まった時にはしっかりと意見書に記載してもらえればいいのではないかと。

議長

他に、ご質疑はございませんか。

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第30号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号を原案のとおり、認めることについて、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数と認めます。

よって、議第30号は原案どおりと決定いたしました。

ただいま議決を取りました意見書につきましては、来る9月30日に、本職が田中職務代理者と市木農政部会長ともに市長に提出いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第12号 土地利用協議の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第12号 土地利用協議の報告について」をご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

資料は別紙Aに戻りまして、A—8ページでございます。

案件は1件です。

入町 ●●●●● 登記地目・現況地目ともに畑、面積、登記簿面積7.03㎡、のうち7.5㎡、7.03㎡のうち7.5㎡と記載しておりますが、7.5㎡は地籍調査による測量面積でこの面積で、今後、登記される予定ですので、使用面積は7.5㎡として記載しております。

入町 ●●●●● 登記地目・現況地目ともに畑、面積54㎡のうち38.07㎡。

入町 ●●●●● 登記地目・現況地目ともに畑、面積49㎡のうち46.19㎡

合計 91.76㎡について、届出人 ●●●●● 氏から、特別高圧送電線鉄塔（支持物）建て替え工事の作業ヤードの作業用地に使用するため土地利用協議書の届出があったものです。

A—8ページでは、緑色破線の枠内は工事作業ヤードであり、赤色着色部分が申請地の農地となります。それ以外は山林となります。

申請地の届出については、鉄塔建て替え工事に伴い作業ヤードとして使用し、工事完了後は原状回復をされるものです。作業計画時期は 令和8年11月30日を予定されています。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

議長

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10:03